

県税の課税免除および不均一課税制度のおしらせ

県内の下記対象地区において次の要件を満たす生産設備等を取得した場合には、事業税・不動産取得税の課税免除又は不均一課税を受けることができます。（ただし、申請が必要です。）

対象地区 *1	要件			対象税目 *5	免除区分
	対象業種 *2	取得価額 *3	対象者 *4		
過疎地区	製造業、 旅館業等	500万円以上 (ただし、法人は 資本金の額等に 条件あり)	青色申告書を提出している 個人又は法人のうち、 市町の「産業振興機械等 の取得等にかかる確認」 を受けている者	新設又は増設に係る 従業者分の事業税 及び当該領域に係る 不動産取得税	課税免除 不均一課税
離島地区					
半島地区					

*1 対象地区

過疎地区	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により過疎地域として公示された地区（市町が産業の振興にかかる計画を作成した場合）
離島地区	離島振興法第2条第2項の規定により離島振興対策実施地域として公示された地区（市町が産業の振興にかかる計画を作成した場合）
半島地区	半島振興法第9条の2第9項の規定により産業振興促進計画の区域として認定された地区（市町が産業の振興にかかる計画を作成した場合）

詳しくは下の表のとおりです

【長崎県内における課税免除等指定区域一覧表】

対象地区 市町名	過疎地区	離島地区	半島地区	対象地区 市町名	過疎地区	離島地区	半島地区
(市) 13市				西海市	○		
長崎市	旧香焼町 旧伊王島町 旧高島町 旧野母崎町 旧外海町 旧三和町		旧琴海町の区域	雲仙市	○		
佐世保市	旧吉井町 旧世知原町 旧宇久町 旧小佐々町 旧江迎町 旧鹿町町の区域	黒島 高島	浅子町の区域	南島原市	○		
島原市	○			(西彼杵郡) 2町			
諫早市	旧小長井町の区域		旧森山町の区域	長与町			
大村市				時津町			
平戸市	○			(東彼杵郡) 3町			
松浦市	○			東彼杵町	○		
対馬市	○※1 (R5.4.1~)			川棚町			
杵岐市	○			波佐見町			
五島市	○※1 (R5.4.1~)			(北松浦郡) 2町			
				小値賀町	○※1 (R5.4.1~)		
				佐々町			○
				(南松浦郡) 1町			
				新上五島町	○		
				県計	13市8町		

・従来の半島振興法、離島振興法に係る対象地区と過疎地区が重複する場合、令和5年4月1日以降に取得等したものは、過疎法が適用されることとなります。

※1 対馬市、五島市、小値賀町については、令和5年3月31日以前に取得等したものは、従来通り離島振興法に基づく課税免除が適用されます。

*2 対象業種 対象業種は次のとおりです。（全地区共通）

製造業、旅館業（下宿営業を除く）、農林水産物等販売業、情報サービス業等

※各市町策定の計画により異なりますので、「産業振興機械等の取得等にかかる確認」を受ける際に各市町に確認してください。

*3 取得価額 各地区ごとに次のとおりです。

- ① 過疎地区及び 500万円以上
離島地区 …… ただし、法人の製造業と旅館業の場合、資本金の額等が
5千万円超1億円以下の場合は 1,000万円以上
1億円超の場合は 2,000万円以上
- ② 半島地区 …… 500万円以上
ただし、法人の製造業と旅館業の場合、資本金の額等が
1千万円超5千万円以下の場合は 1,000万円以上
5千万円超の場合は 2,000万円以上

※取得価額とは、次の要件を満たす設備の取得価額の合計額です。

- 租税特別措置法第12条又は第45条の規定による特定地域における工業用機械等の特別償却の適用を受けるもの。
- 建物及びその附属設備、機械装置など、償却資産台帳に登載されているもの。
- 対象業種の用に直接供しているもの。
例えば、製造業の場合、倉庫や事務所として使用されている設備は取得価額に含まれません。
- 取得価額は、圧縮記帳適用後の金額を用いて判定します。
- 過疎地区の建物等については、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設も対象。
(ただし資本金の額が5,000万円超の法人は除く。)

*4 対象者

製造等の用に供したと判断できる日(操業開始日)の属する事業年度(年)において、所得税又は法人税の青色申告の承認を受けている個人又は法人で、市町の長から市町計画の内容に適合したものであることの確認を受けた者。

*5 対象税目

- ① 事業税(法人・個人)
県内の総従業者数等に占める当該新設又は増設した生産設備で、製造業に従事している従業者数等の割合に相当する税額を3年間、免除又は不均一課税します。
- ② 不動産取得税(建物・土地)
建物…製造等の用に供している領域に相当する税額を免除又は不均一課税します。
土地…土地を取得した日の翌日から起算して1年以内に上記建物の建設に着手した場合又は、土地と建物を同時に取得した場合に限り、上記建物の免除等の対象となる領域の水平投影面積に相当する税額を免除又は不均一課税します。



『申請期限』は、操業開始日の属する事業年度(年)に係る事業税の申告期限の日です。
なお、2年目以降については、各事業年度(年)に係る事業税の申告期限の日となります。
そのほか、詳しくは下記の振興局へお問い合わせください。

■お問い合わせ先(申請先)

所局名	電話番号	郵便番号	所在地	管轄区域
長崎振興局 税務部	095(821)9434	850-0033	長崎市万才町3-17 長崎振興局万才町庁舎	長崎市、西彼杵郡
県央振興局 税務部	0957(22)0508	854-0071	諫早市永昌東町9-26 ニューカドビル2階(諫早駅前)	諫早市、大村市、島原市、雲仙市、南島原市
県北振興局 税務部	0956(23)1386	857-0041	佐世保市木場田町3-25	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、北松浦郡、東彼杵郡
五島振興局 税務課	0959(72)1575	853-8502	五島市福江町7-1	五島市、南松浦郡
壱岐振興局 税務課	0920(47)1111(代)	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触570	壱岐市
対馬振興局 税務課	0920(52)1311(代)	817-8510	対馬市厳原町国分1441 対馬市役所2階	対馬市

※申請者が法人の場合は、長崎振興局税務部へお問い合わせ(申請)ください。